

新宿区国民健康保険夏季保養施設条例の廃止について

夏季保養施設の事業手法見直しにより「新宿区国民健康保険夏季保養施設条例」を廃止する。

○新宿区国民健康保険夏季保養施設条例

昭和 53 年 3 月 31 日
条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、新宿区国民健康保険条例(昭和 34 年新宿区条例第 11 号)第 13 条の規定に基づき、被保険者の健康の増進のため夏季に保養施設(以下「夏季保養施設」という。)を開設することとし、管理及び使用料等について定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 区長は、夏季保養施設を開設するため、保養施設を選定し、賃借するものとする。

2 前項の夏季保養施設の名称、設置場所及び開設期間その他必要な事項は、区長が別に定める。

(使用)

第 3 条 夏季保養施設を使用しようとする者は、次の各号について区長の承認を受けなければならない。ただし、区長において管理上支障があると認めたときは、承認しない。

- (1) 新宿区国民健康保険被保険者
- (2) 使用者の住所氏名
- (3) 使用日数
- (4) その他必要な事項

(使用料)

第 4 条 使用者は、1 室 1 泊につき 3,000 円の範囲内で区長の定める使用料を前納しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長において特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(権利の譲渡禁止)

第 5 条 使用者は、その使用する権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(損害の賠償)

第 6 条 使用者が、使用に際し、その責に帰すべき理由により、夏季保養施設の建物、附属設備及び器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、新宿区規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

平成26年度の新宿区国民健康保険夏季保養施設について

1 事業概要

国民健康保険の被保険者に対する健康の保持増進を図るため、夏の期間に旅行会社が提携している施設に宿泊する被保険者に、宿泊料金の補助を行う。

2 補助対象期間

平成26年7月1日（火）から平成26年9月30日（火）宿泊分まで

3 補助の支給方法

区は旅行会社と委託契約を締結し、被保険者が旅行会社の提携する施設を利用する場合に、宿泊料金の一部を委託料として旅行会社に支払うことにより、被保険者の宿泊料金を補助する。

4 補助対象者

新宿区国民健康保険の被保険者。ただし、国民健康保険料に滞納がある者及び宿泊料が発生しない者は除く。

5 補助金額及び利用限度

一人1泊につき3,000円。

補助対象期間中一人1回2泊までを上限とする。（2泊する場合は連続する宿泊のみを補助対象とする。）

6 周知方法

- （1） 広報しんじゅく、区ホームページに掲載する。
- （2） 本庁舎内掲示板、医療保険年金課窓口、特別出張所及び区設掲示板においてポスターを掲示する。
- （3） 夏季保養施設のご利用案内（申込書付き）を医療保険年金課窓口、特別出張所窓口において配布する。